

大分県フロアホッケー連盟

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は、大分県フロアホッケー連盟（以下「県連」という。）という。

(事務所)

第2条 県連は、事務所を大分県大分市羽屋2 1 番 1 号 NPO法人SMIS内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 県連は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「連盟」という。）の支部的組織として、大分県において、障がいの有無、年齢、性別等を超えて誰もが楽しむことができるフロアホッケーをユニバーサルスポーツとして普及振興し、もって、垣根の無い誰にでもひらかれたユニバーサル社会の創造に寄与することを目的とする。

(連盟の支部、他組織との連携)

第4条 県連は、連盟の他支部、フロアホッケー関係団体、スペシャルオリンピックス日本等と連携するものとする。

(事業)

第5条 県連は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フロアホッケーの普及に関する事業。
- (2) フロアホッケー指導者、審判の養成に関する事業。
- (3) フロアホッケーに関する競技会を開催する事業。
- (4) その他、県連の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 県連の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 補助金、交付金
- (6) その他の収入

(資産の種別等)

第7条 県連の資産は基本財産と運用財産の2種類とする。

- (1) 基本財産
 - ① 基本財産は次ぎに掲げるものをもって構成される。

- ア) 財産目録中、基本財産として記載された財産
- イ) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- ウ) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- ② 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、県連の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てこれらを処分することができる。
- (2) 運用財産は基本財産以外の資産とし、県連の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 県連の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に、理事会の承認を得た上で、総会に報告しなければならない。
- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

- 第9条 県連の事業報告及び収支決算は、毎会計年度2ヶ月以内に作成し、監事の監査に付し、その意見を付け、理事会の承認を得た上で、総会に報告をしなければならない。
- 2 県連の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すことができる。

(特別事業会計)

- 第10条 県連が行う事業の会計を処理するため、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

- 第11条 県連の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、会員及び事務局

(役員の種別及び員数)

- 第12条 県連に下記の役員を置く。
- | | |
|-----|--------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名以内 |
| 理 事 | 20 名以内 |
| 監 事 | 1 名 |
- 2 役員は、県連の会員でなくてはならない。また、同時に連盟に登録しなければならない。

(役員会費)

- 第13条 県連の役員は、別表1に定める会費を毎会計年度納入しなければならない。

(会長)

第 14 条 会長は、理事会の推薦で決定する。

2 会長は、県連の業務を統括し、県連を代表する。

(副会長)

第 15 条 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会で承認する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事)

第 16 条 理事は、次号に掲げる者から会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

- (1) 県連の会員
- (2) 県連の事業に協力する企業・団体等から推薦された者
- (3) 会長が指名した者

(監事)

第 17 条 監事は、理事会で選任し会長が委嘱する。

2 監事は、県連の業務及び会計を監査する。

(事務局)

第 18 条 県連の事務を処理するため事務局を設け、事務局に事務局長、事務局次長、職員を置く。

- 2 事務局長、事務局次長は、役員と兼ねることができる。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 4 組織運営に関すること。
- 5 事業計画及び収支予算に関すること。
- 6 事業報告及び収支決算に関すること。
- 7 理事会に関すること。
- 8 総会に関すること。
- 9 渉外に関すること。
- 10 規約の変更に関すること。
- 11 各種表彰に関すること。
- 11 その他、第 35 条の規定に基づく専門委員会に属さないこと。

(事務局長)

第 19 条 事務局長は、会長が指名し、理事会が承認する。

2 事務局長は事務局の業務を統括し、役員、各専門委員会等及び外部団体等との連絡調整を行う。

(事務局次長)

第 20 条 事務局次長は、会長が指名し、理事会が承認する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(役員の任期)

第 21 条 役員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなお職務を行う。

(会員及び賛助会員)

第 22 条 会員は、県連の目的に賛同して入会した個人とする。

2 賛助会員は、県連の活動を賛助するために入会した個人及び企業・団体とする。
会員は賛助会員を兼ねることができる。

3 会員及び賛助会員は、別表 1 に定める会費を毎会計年納入しなければならない。

(役員の解任)

第 23 条 役員で県連の役員として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。役員の会費、登録料はこれを返還しない。

(会員の除名)

第 24 条 会員で県連の会員として相応しくない行為があったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。会員の会費、登録料はこれを返還しない。

(名誉会長、顧問)

第 25 条 県連に名誉会長、顧問を置くことができる。

2 初代名誉会長は会長が推戴し理事会で承認を得る。

3 名誉会長及び顧問は、会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(顧問の委嘱の解除)

第 26 条 顧問で県連の顧問として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、理事会の議決により、その委嘱を解除することができる。

(会員の資格の喪失)

第 27 条 会員で、県連の会員として、相応しくない行為があったとき、会費の未納、特別な理由があるときは理事会の決定により会員の資格を喪失する。
会員の会費、登録料はこれを返納しない。

第 5 章 連盟登録加盟

(登録等)

第 28 条 連盟に登録しようとする者は、連盟の規定に基づく所定の手続きをしなければならない。チームによらない個人登録会員も同様とする。

(登録料等)

第 29 条 連盟に登録する者は、登録料を納入しなければならない。

(脱退等)

第 30 条 連盟に登録した者が、脱退しようとするときは、その理由書を付して脱退届を提出しなければならない。登録料はこれを返還しない。

2 登録した者が不適当と認められるときは、理事会の議決を経てこれを取り消すことができる。

第 6 章 会 議

(理事会)

第 31 条 理事会は会長が招集し議長となる。ただし、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

2 次に掲げる事項については、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 県連の規約及び規程の改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事
- (4) 基本財産に関する事
- (5) この他、会長が付議した事項

3 理事会における議決事項は、直次の総会に報告しなければならない。

4 理事会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(理事会の開会及び議決の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、再度招集したときは、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、規約の改廃に関する事については、出席理事の 3 分の 2 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 33 条 総会は毎年 1 回以上会長が招集し議長となる。

2 総会は、役員及び会員をもって構成する。

3 次に掲げる事項については、総会へ報告しなければならない。

- (1) 県連の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する事
- (2) 県連の規則の改廃に関する事
- (3) 県連の事業報告及び収支決算に関する事

(議事録)

第 34 条 県連の会議は、議事録を作成しこれを保存する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 県連に必要な応じて専門委員会、プロジェクトチームを設けることができる。

2 専門委員会は、理事会の議決を経て会長が委嘱する者をもって組織する。

プロジェクトチームは、理事会の議決を経て組織する。

3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

プロジェクトチームについて必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

4 専門委員会の委員長は、理事をもって充てる。

第8章 補 則

(施行規則)

第36条 この規約の施行について必要な細則及び規定は、理事会の議決を経て定める。

2 この規約は、県連の設立の日から施行する。

3 県連の設立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2017年3月31日までとする。

4 県連の設立当初の事業計画および収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立総会のさだめとところによるものとする。

5 県連の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から2017年3月31日までとする。

(別表1) 年会費

会員会費	1口 3,000円 (1口以上)
賛助会員・個人	1口 3,000円 (1口以上)
賛助会員・企業・団体	1口 30,000円 (1口以上)

* 会費の納入期限は、毎会計年度3月末日までとする。
尚、会員は納入する会費の内、毎年1,000円を登録料として連盟に納めるものとする。

* 役員会費は、会員会費の二口分に当たる6,000円とし、納入する会費の内、毎年1,000円/一人は登録料として、NPO法人日本フロアホッケー連盟に納めるものとする。

* 会費納入困難者に対しては理事会で別途協議する。

(附則)

1 この規約は、日本フロアホッケー連盟の認証を受けた日から施行する。

2 連盟の当初の役員は、次に掲げる者とする。(省略)